

## 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）用 売上減少の確認書の発行について

### ■確認書の発行基準

藤沢市で確認書の発行を受けるには、次の条件を全て満たしていることが条件です。

- (1) 原則として事業所（法人：本店登記場所 個人：主たる事業所）が藤沢市内にあること
- (2) 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の概算払請求を予定していること
- (3) 売上が前年同月比20%以上減少していること
  - ・2020年2月以降の任意の1か月と、前年同月を比較。
  - ・創業1年未満のため前年同月との比較ができない場合は、創業後申請する月の前月までの間の任意の連続する3か月間の月平均売上高（A）と当該期間の最終月（B）または当該期間以降の任意の1か月（C）の売上高との比較による。ただし、（B）または（C）については2020年2月以降である必要があります。

### ■申請に必要なもの

<input type="checkbox"/>	<p>①印鑑</p> <p>法人：会社の実印                      個人：認印</p>
<input type="checkbox"/>	<p>②小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）用 売上減少の確認申請書兼確認書（2枚）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>③決算報告書等（直近の決算報告書等のうち次のページの写し）</p> <p>法人   ○法人税申告書[別表1]（決算報告書、水色の表紙ページ）          ○損益計算書</p> <p>個人   ○確定申告書[申告書B]          ○損益計算書</p> <p>※税務署の收受印が押印されているもの（電子申告の場合「受付完了通知」を必ず添付してください。） ※創業1年未満の事業者については、原則省略可</p>
<input type="checkbox"/>	<p>④許認可証（営業許可証）等</p> <p>許認可等を必要とする業種（建設業、運送業、医療業、古物営業、飲食業等）の場合は、全ての許可証の写し（有効期限をご確認ください。）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>⑤売上額等確認書類（次のいずれかの書類）</p> <p>○（藤沢市様式）新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の確認資料</p> <p>○（任意書式）新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、次のいずれかに該当することが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年2月以降の任意の1か月と、前年同月を比較。</li> <li>・創業1年未満のため前年同月との比較ができない場合は、創業後申請する月の前月までの間の任意の連続する3か月間の月平均売上高（A）と当該期間の最終月（B）または当該期間以降の任意の1か月（C）の売上高との比較による。ただし、（B）または（C）については2020年2月以降である必要があります。</li> </ul>

※ 必要書類が揃っていないと受付できませんのでご注意ください。

## ■受付時間

平日 午前8：30～午後5：15（土日・祝日の受付は致しかねますのでご了承ください。）

## ■確認書の交付時期

申請書の受付をした翌日から起算して原則3営業日程度

## ■注意事項

- ・当該申請にあたり虚偽の申告があった場合、補助金採択の取消や交付決定の取消になる可能性があります。
- ・本確認書の発行は、補助金採択を確約するものではありません。
- ・セーフティネット保証4号の認定を受けた方、又は、受ける予定の方については、「その認定書の写し」をもって売上減少の証明になりますので、別途、本確認書の発行は要しません。

### 【 確認書発行窓口・お問い合わせ先 】

藤沢市 経済部 産業労働課（工業・新産業担当）

所在地：〒251-8601 藤沢市朝日町1-1（本庁舎8階）

T E L：0466-50-3530（直通）

F A X：0466-50-8419

メールアドレス：fj2-indus@city.fujisawa.lg.jp